

日本弁護士連合会 国選弁護報酬改善の基本方針

<要旨>

2006年10月以降、国選弁護報酬については日本司法支援センターが策定した基準により支払われることとなった。新たな支払基準を定めるにあたっては、①基準の明確化、②労力比例、の2点を取り入れられたものの、報酬額の水準については従前からの改善が見られなかった。

長年、国選弁護は弁護士のボランティア精神に依拠して運営されてきた実態があるが、2009年の被疑者国選の拡大、裁判員裁判の実施に向け、契約弁護士を確保し、公正な刑事司法を担保するには、弁護人が適切に弁護活動を行うに足りる十分な報酬の確保が必須であり、そのためにも、前記2点の基本方針をふまえつつ、改めて報酬基準を見直し、適切な弁護報酬を実現することは国の責務といえる。

「適切な弁護報酬」とは、「弁護人が弁護士として事務所経営を維持しながら、適正な弁護活動を行うために必要とされる報酬」であり、最低限の経費（時給換算で8313円。2006年弁護士センサス集計結果による。）の補償はもとより、経営を維持するために必要な収入時間単価（1万5202円。同センサスによる。）の実現を目指していくべきである。

当連合会は、上記の基本姿勢を前提に、適切な弁護報酬の実現に向け、以下の通り、現行の弁護報酬について、基礎報酬、実費、労力加算、成果加算の各点の改善を求める。

（以下、各項目につき要点のみ抜粋。詳細は本文および対照表参照。）

項目	改善要求
I 実費基準（一部報酬を含む）の見直し	
1 謄写費用	→全額実費支給，事務所プリント費用の支給。
2 現場検証，事実調査その他 必要な弁護活動の為の遠距離交通費	→全額実費支給。
3 現場検証，事実調査その他 必要な弁護活動の為の遠距離移動時の日当	→支給（3万円／1回）
4 出張日当	→支給（6万円／1回）
5 私的鑑定費用	→一定範囲内で支給。
6 弁護士法23条の2の照会請求	→手数料支給。
7 その他必要な弁護活動の為に支出した実費	→全額実費支給。
II 被疑者国選弁護報酬の見直し	
1 被疑者国選報酬の通常報酬	→基準回数を超える接見につき，1万円／1回を支給。 →要通訳事件は接見単価50%増。

項目	改善要求
<p>2 被疑者国選の特別成果加算</p> <p>(1) 示談</p> <p>(2) 身体拘束からの解放</p> <p>(3) 認定落ち</p> <p>(4) 親告罪への告訴取消し</p> <p>(5) 略式起訴</p> <p>(6) 接見禁止の解除決定</p> <p>(7) 勾留の執行停止</p> <p>3 勾留理由開示公判への出廷</p>	<p>→鑑定留置中や勾留執行停止中の面会も接見に準じるものとする。</p> <p>→3万円加算／被害者1名成立。</p> <p>→5万円加算（執行猶予中は10万円）。</p> <p>→通常報酬の30%加算。</p> <p>→3万円加算。</p> <p>→2万円加算（執行猶予中は5万円）。</p> <p>→1万円加算。</p> <p>→1万円加算。</p> <p>→3万円加算。</p>
<p>Ⅲ 被告人国選弁護報酬の見直し</p>	
<p>1 基礎報酬の見直し</p> <p>(1) 地裁単独事案</p> <p>(2) 簡裁事案</p> <p>(3) 即決事案</p> <p>(4) 地裁合議事案（通常）</p> <p>(5) 地裁合議事案（裁判員対象）（※）</p> <p>(6) 高裁事案</p> <p>(7) 上告審事案</p> <p>2 公判加算の見直し</p> <p>3 起訴後の接見等</p> <p>4 追起訴</p> <p>5 成果加算</p> <p>(1) 全部無罪判決</p> <p>(2) 一部無罪判決</p> <p>(3) 死刑判決回避</p> <p>(4) 認定落ち</p> <p>(5) 再度の執行猶予</p> <p>(6) 自由刑の求刑に対し罰金刑</p> <p>(7) 執行猶予</p> <p>(8) 保釈決定</p> <p>(9) 示談成立</p>	<p>→対現行基準8万円増額（計15万）。</p> <p>→対現行基準8万円増額（計14万）。</p> <p>→対現行基準5万円増額（計10万）。</p> <p>→対現行基準8万円増額（計16万）。</p> <p>→対現行基準8万円増額（計17万）。</p> <p>※(1)～(5)につき、裁判員対象事件はさらに1万円を加算。</p> <p>→対現行基準8万円増額（計12～14万）。</p> <p>→同上</p> <p>→公判2回目から加算。</p> <p>→4回目以降1万円支給／1回。</p> <p>→初回接見に2万支給。</p> <p>→通常報酬の100%加算。</p> <p>→通常報酬の50%加算。</p> <p>→通常報酬の50%加算。</p> <p>→通常報酬の30%加算。</p> <p>→10万円加算。</p> <p>→5万円加算。</p> <p>→1万円加算。</p> <p>→2万円加算（即決事案は1万円）。</p> <p>→被害者毎に加算。</p>

項目	改善要求
(10) 示談には至らないものの 一定の減刑の意思が示された場合	→3万円加算／1件。
(11) 高裁で原判決が破棄（自判）され、 減刑された場合	→3万円加算。
6 継続による減算の廃止	→減算廃止。
IV 重大事件についての取扱い	
1 重大事件についての報酬体系	→一定の事案につき、通常報酬の50%加算。事案によりさらに50%まで裁量加算可能とする。
2 超特別重大事案に関する報酬	→個別事案毎に算定。

※ここでいう裁判員対象事件とは「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪にかかる事件」「法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」（いわゆる裁判員裁判の対象事件となるもの）という意味であり、2009年の裁判員裁判施行までの間について該当事案のあるべき報酬額を述べるものであって、2009年以降、裁判員裁判自体の報酬体系については、別途検討の必要がある。

# 国選弁護報酬改善の基本方針

2007年8月

日本弁護士連合会

< 目次 >

第 1	国選弁護報酬に関する基本的考え方 .....	1
1	はじめに	
2	基本方針	
3	国選弁護報酬基準改定の提案	
第 2	実費基準（但し，一部報酬（日当）を含む）の見直し .....	2
1	謄写費用	
2	現場検証，事実調査等のための遠距離交通費	
3	現場検証，事実調査等のための遠距離移動時の日当	
4	出張日当	
5	私的鑑定費用	
6	弁護士法 23 条の 2 の照会請求	
7	その他必要な弁護活動の為に支出した実費	
第 3	被疑者国選（に関する法テラス基準）の見直し .....	3
1	被疑者国選報酬の通常報酬	
2	被疑者国選の特別成果加算	
	（ 1 ）示談	
	（ 2 ）身体拘束からの解放	
	（ 3 ）認定落ち	
	（ 4 ）親告罪への告訴取消し	
	（ 5 ）略式起訴	
	（ 6 ）接見禁止の解除決定	
	（ 7 ）勾留の執行停止	
3	勾留理由開示公判への出廷	
第 4	被告人国選（に関する法テラス基準）の見直し .....	5
1	基礎報酬の見直し	
	（ 1 ）地裁単独事案	
	（ 2 ）簡裁事案	
	（ 3 ）即決事案	
	（ 4 ）地裁合議事案（通常）	
	（ 5 ）地裁合議事案（裁判員対象）	
	（ 6 ）高裁事案	
	（ 7 ）上告審事案	
2	公判加算の見直し	
3	起訴後の接見等	
4	追起訴	
5	成果加算	
	（ 1 ）全部無罪判決	
	（ 2 ）一部無罪判決	
	（ 3 ）死刑判決回避	
	（ 4 ）認定落ち	
	（ 5 ）再度の執行猶予	
	（ 6 ）自由刑の求刑に対し罰金刑	
	（ 7 ）執行猶予	

- ( 8 ) 保釈決定
- ( 9 ) 示談成立
- ( 10 ) 示談には至らないものの一定の減刑の意思が示された場合
- ( 11 ) 高裁で原判決が破棄（自判）され，減刑された場合
- 6 継続による減算の廃止

第 5	重大事件についての取扱い .....	9
1	重大事件についての報酬体系	
	( 1 ) 法テラス基準（特別案件加算）の拡張	
	( 2 ) 超特別重大案件	
2	超特別重大事案に関する報酬	

資料：日本司法支援センター国選弁護報酬基準と本基本方針との対照表

## 第1 国選弁護報酬に関する基本的考え方

### 1 はじめに

2006年10月から出発した新たな公的弁護制度においては、日本司法支援センター（以下「支援センター」という）が、国選弁護人の選任解任を除き担当することになった。その結果、従来裁判所から支払われていた国選弁護人に対する報酬は、支援センターが策定した報酬基準に基づき、支援センターから国選弁護人（契約弁護士）に支払われることとなった。

支援センターが策定した報酬基準は、基準の明確化、労力に応じた報酬基準の観点をつまえて策定されたのであったが、今日までの支払実績をつまえて、全国各地の契約弁護士から、報酬額を引き上げるとともに、報酬基準を見直すべきであるとの声が相次いでいる。それは、従前の国選弁護報酬額に比較して低すぎる、謄写費用にみられるように、実費の支払いが実態に即していないこと、基準の明確化を追求するあまり、硬直化した基準となっていること等をつまえてのことである。

この報酬基準の見直しが行なわれないまま推移するならば、国選弁護人契約を継続しない弁護士が増加し、対象事件が必要的弁護事件まで拡大され、裁判員裁判が開始される2009年にむけて必要とされる契約弁護士の確保に多大な影響を与えかねない状況にある。

司法制度改革審議会意見書は、「刑事司法の公正さの確保という点からは、被疑者・被告人の権利を適切に保護することが肝要であるが、そのために格別重要な意味を持つのが弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保することである」と指摘している。このような観点から、国選弁護人が充実した弁護活動を展開することが求められていることはいうまでもないが、そのためには国選弁護人に対する弁護報酬が充実したものであり、弁護人が安心して弁護活動に専念できるものでなければならない。

本年6月19日に発表された経済財政諮問会議の基本方針2007（いわゆる骨太の方針）においても「裁判員制度の円滑な導入、民事法律扶助や国選弁護に対応する日本司法支援センターの体制の充実等の司法制度改革を推進する」と明記されており、支援センターの予算を拡大することを通じて、国選弁護報酬を適正なものに改善し、継続的に弁護活動が提供し得る態勢を整備していくことが目標とされている。

### 2 基本方針

(1) 国選弁護はこれまで長年にわたって低額の報酬のもとで、いわば弁護士のボランティア精神に依拠して運営されてきた。支援センターの報酬基準もそれまでの低額な国選弁護報酬の枠を超えることができず、諸外国と比べても極めて低廉な水準にある。

国選弁護報酬は決してボランティアベースに基づくものであってはならない。国選弁護人が充実した弁護活動を行うためには、弁護報酬が適正なものではなければならないが、ここで適正な弁護報酬とは「弁護人が弁護士として

事務所経営を維持しながら、適正な弁護活動を行うために必要とされる報酬」を意味し、その観点から支援センターの現行報酬基準を見直し、あるべき報酬基準を策定する必要がある。

- (2) 「弁護士として事務所経営を維持していく」という視点から報酬基準を考える場合、いくつかの指標が考えられる。日弁連の2006年弁護士センサス集計結果によると、事務所を維持していくための経費を捻出するためには時間単価8313円が必要であり、収入（経費控除前の弁護士業務による総売上額）を維持していくためには、時間単価1万5202円が必要であるとの統計結果が出ている。

この中間に位置する指標として、弁護士会による通常法律相談料である時間単価1万円がある。ただし、この単価は、弁護士会としての活動であることから、本来的な時間単価よりも低額に設定されているものであることに留意する必要がある。

従って、国選弁護報酬を考える場合、まず、前記の弁護士センサス集計結果の、時間単価8313円を下回ってはならないことは明らかである。この単価では、弁護士の経費が賄えるに過ぎず、弁護士の所得は全くないことになる。

次に、弁護士会としての法律相談料時間単価である1万円だけでは不十分である。この場合、弁護士の所得となるのは、時間単価1687円に過ぎず、専門的職業人として、「適切な弁護活動を行うためには」なお、足りないというべきである。

さらに、個々の活動や成果については、適切な弁護活動を恒常的に保障しつつ、これを活性化させていくためには、どれくらいの額が妥当かといった観点からの検討が必要である。

要するに、被疑者、被告人の権利を実効的に擁護するためには、国選弁護報酬の面からサポートする必要がある。あえて金額を提示するならば、基礎報酬と各種の加算報酬を合計した国選弁護人報酬額が、時間単価1万5202円に近い数字となるべきであり、国選弁護報酬基準は、常に、その金額を目指して策定されなければならないのである。

### 3 国選弁護報酬基準改定の提案

以上の基本方針を踏まえ、下記のとおり、国選弁護報酬基準の改定を提案する。

## 第2 実費基準（但し、一部報酬（日当）を含む）の見直し

### 1 謄写費用

- ・全額支給とする。
- ・20円を撤廃し、実費制とする。
- ・デジカメで撮影し、事務所でプリントした場合も支給するべきである。



- 2 現場検証・事実調査その他必要な弁護活動の為の遠距離交通費
  - ・現場検証・事実調査等々、被疑者弁護および被告人弁護に関し必要不可欠な弁護活動のために要した遠距離交通費の支給。
  - ・記録の閲覧・謄写、被害者との示談交渉などは対象活動として改正されたが、例えば、交通事故の現場の確認や検証は、類型的にも不可欠の行為といえ、遠距離交通費がかかった金額は全額支給する。
  - ・また、目撃証人、鑑定人、情状証人が遠方にいる場合、その打ち合わせや面談は、証拠収集、情状立証に不可欠の行為であり、全額支給する。
- 3 現場検証・事実調査その他必要な弁護活動の為の遠距離移動時の日当
  - ・上記2の必要不可欠な弁護活動を行うために遠距離移動を要した場合における日当（報酬）の支給。
  - ・移動回数×3万円（移動往復4時間ないし6時間くらいを想定）
- 4 出張に伴う旅費・日当・宿泊費のうち、日当に関する変更
  - ・出張回数×6万円（宿泊せざるを得ないのであるから、まる1日拘束されると考え、控えめな額として金6万円）。
- 5 私的鑑定費用
  - ・鑑定費用が出ないとすると、国選弁護では事実上、私的鑑定はあきらめるということになってしまう。
  - ・私的に鑑定をするということは、弁護人が鑑定費用を私的に支出してまで行うことであり、よほどの必要性があるからそうするものである。必要もないのに私的に鑑定を行う弁護人はまずいないであろう。従って、裁判所が鑑定を採用したとして通常かかるであろう金額は、私的鑑定の場合にも保障されるべきである。
- 6 弁護士法23条の2の照会請求
  - ・照会手数料を支給する。
- 7 その他必要な弁護活動の為に支出した実費
  - ・全額実費を支給する。

### 第3 被疑者国選（に関する法テラス基準）の見直し

#### 1 被疑者国選報酬の通常報酬

基準回数の制限の撤廃の可否について

（例）現行基準で連日20日間の接見をした。

金10万4000円+金2万円=金12万4000円となる。

これは、基準回数超過の接見につき4回目以後の接見がゼロ評価（頭打ち）であることによる。

しかし、これは、労力に応じて報酬を支払うという基本方針に合致しないことから、以下の考えで対応する。

基準回数接見は、現行通り。

(初回金2万4000円、接見2回目以降は、金2万円)  
基準回数を越える接見については、1回の接見単価を標準額の半額  
(金1万円)とし、全接見につき報酬対象とする。

・各回の接見に独自の意義があり、また否認事件か自白事件かとい  
った区別で整理するのも困難である(例えば、否認から自白に転じ  
る場合も、その反対の場合もある。)

要通訳事件の場合には、接見単価は50%増加とする。

・通訳人を介しての接見は、時間がかかる。通訳人との時間調整も  
大変である。

鑑定留置中の面会及び勾留の執行停止中の面会も接見に準じるものとし  
て同様に労力加算する。

## 2 被疑者国選の特別成果加算

### (1) 示談

被害者1人当たりの成立加算(金3万円)とする。

・労力の点では、各示談が独立したものである。  
・事件複数の場合に被害者1人につき示談したが、追起訴があったた  
めに遡及的に金3万円の報酬が消滅してしまう弊を回避する。

### (2) 身体拘束からの解放

金5万円(但し、執行猶予中の場合は金10万円)

不起訴(罪とならず。嫌疑不十分。起訴猶予。) 処分保留釈放といった  
明確な結果を統一して把握する。

不起訴裁定書の作成等に拘わらず、釈放された、身柄が解放されたとい  
う結果をもとに加算することが可能になる。

合議事件の被疑者弁護につき、勾留取消は、金5万円の加算事由とされ  
ている。

執行猶予中であるにも拘わらず不起訴とすることができた場合には、再  
度の執行猶予に準じ、金10万円の評価とする。

### (3) 認定落ち

接見以外の、認定落ちに向けた外形的な活動(検察官との面談・説得等)  
があるときに通常報酬の30%の加算をすべきである。

### (4) 親告罪の告訴取消し

被害者への働きかけがあった場合に3万円加算する。

示談が成立した場合、示談をもって完全に評価し尽くされているとまで  
は言えない。

### (5) 略式起訴

金2万円(但し、執行猶予中の場合は金5万円)

接見以外の、略式起訴に向けた外形的な活動(検察官との面談・説得等)  
があるときに金2万円の加算をする。

執行猶予中であるにも拘わらず略式起訴とすることができた場合には、  
通常の略式起訴の場合より大きな成果を上げたといえ、金5万円の評価と

する。

(6) 接見禁止の解除決定

金1万円を加算すべきである。

事件終結という意味での成果ではないことから、金1万円とした。

一部解除を含む。例えば親族との接見ができるなどのメリットは大きい。

(7) 勾留の執行停止

弁護人の申立といった外形的活動があるときには金1万円を加算する。

3 勾留理由開示公判への出廷

金3万円加算する。

準備に要する労力、勾留理由の不明を質すという重大な意義をもつことから、現行の接見報酬に準ずる扱い(接見1回とみなす)ではなく、3万円の加算をする。

## 第4 被告人国選(に関する法テラス基準)の見直し

### 1 基礎報酬の見直し

#### (1) 地裁単独事案

金7万円を金15万円(但し、公判前整理手続があるときは金8万円を金16万円)とする。

刑事事件は、人の生命・身体・自由そしてその一生を直接左右するものであって、その弁護人となる弁護士には、時には国家権力と敢然として対峙する気概、誤りのない専門的判断、そして誠実義務、守秘義務をはじめとする高度の倫理に服することが求められている。このように、弁護人は、弁護活動に伴う時間や労力の負担の外に、多大な精神的負担を強いられるのであって、基礎報酬は、かような精神的負担に対する対価としても位置付けられねばならない。かような観点からも、基礎報酬額について、抜本の見直しをする。

地裁単独1回結審事案について、労力評価を専ら時間換算の観点から捉えてみると、以下のとおりである。

単独1回結審事件であるので、自白事件と考え、標準的な接見回数を3回、公判回数を2回と想定した場合、接見1回に要する時間(往復の交通時間を含む。)記録検討に要する時間、証人打ち合わせに要する時間、被害弁償ないし示談交渉に要する時間、弁論要旨の作成・その他公判準備に要する時間等を項目として投じた総時間を想定すると、事件の終了までに少なくとも13時間程度を要するものと想定できる。

この場合、現行の報酬基準では、基礎報酬に判決宣告期日報酬として3000円が加算され、合計金7万3000円が支払われることになるが、この事件の処理に要した時間が13時間だとすれば、時間単価は金5615円となり、その低額は余りに明白である。

基本方針で明らかにしたように、被疑者、被告人の権利を実効的に擁護するためには、基礎報酬と各種の加算報酬を合算した金額が、時間単価1万5202円に近づくべきであり、実際には個々の事件について要する労力（特に時間）に違いがあることも踏まえ、基礎報酬額を最低限の要求として金15万円に変更する。

そして、公判前整理手続があるときは金16万円を要求する。

(2) 簡裁事案

金14万円

(公判前整理手続があるときは金15万円)

法テラス基準額は従前の裁判所の報酬金額とほぼ変わらないが、しかし、基礎報酬を従前と同じとする合理的な根拠はない。同じく増額の必要がある。

(3) 即決事案

金10万円(金5万円加算)

短期集中弁護となるため、弁護人の負担は加重される。現行の5万円では低額過ぎるので、10万円とする。

他方、接見回数は、通常事件に比較して、事実上減ることが想定され、記録も少量であろうし、弁論要旨の作成も簡略化されるであろう。また証人を呼ばないケースも稀ではないであろう。通常事件よりも低額の10万円とする。

(4) 地裁合議事案(通常)

金16万円

(公判前整理手続があるときは金17万円)

(5) 地裁合議事案(裁判員対象)

金17万円

(公判前整理手続があるときは金18万円)

なお、ここでいう裁判員対象事件とは「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪にかかる事件」「法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」(いわゆる裁判員裁判の対象事件となるもの)という意味であり、2009年の裁判員裁判施行までの間について該当事案のあるべき報酬額を述べるものであって、2009年以降、裁判員裁判自体の報酬体系については、別途検討の必要がある。

(6) 高裁事案

基礎報酬を下記の金額に増額する。

原審が即決 金12万円

原審が簡裁 金13万円

原審が地裁、家裁 金14万円

従前の裁判所による算定に比較して約2万2000円の減額となった。他方、記録丁数や公判時間加算がなされている。

(現行の一例)原審が地裁(金6万円)

- ・記録丁数（1000～5000） = 金9万円
- ・記録丁数（5001～10000） = 金12万円
- ・記録丁数（10001以上） = 金18万円
- ・公判加算（1回目から） 45分未満で金7500円

しかし、弁護人となることによる対価（精神的負担）期限内に控訴趣意書を提出する緊張と圧迫のなかでの神経を集中した弁護活動（記録検討、控訴理由の発見、速やかなる接見、証拠収集の必要性、被告人との信頼関係の構築）が要請されることからして、金8万円の加算を要求する。

#### （7）上告審事案

基礎報酬を下記の金額に増額する。

原審が即決	金12万円
原審が簡裁	金13万円
原審が地裁、家裁	金14万円

#### 2 公判加算の見直し

現行基準は、簡裁、地裁単独、地裁合議のすべてにつき、公判前整理手続がとられていない事件について公判加算は4回目以降とされている。しかし、公判前整理手続に付されていない事件でも弁護人は十分な公判準備をして公判に臨んでおり、公判前整理手続に付された事件と同じく、公判加算は2回目以降からとする。

#### 3 起訴後の接見等（4回目以降、1回につき金1万円）

起訴後の接見等の回数をポイント加算すべきである。但し、3回分の接見等は、基礎報酬に包含され、4回目以降の接見につき加算する。

基礎報酬は、接見回数に関して標準と思われる回数をもとに提示することが合理的であり、そして、その回数を3回と想定した。従って4回目以降の接見は、労力の点からみて独立に加算されるべきであり、その意義の点においても（被告人の公判弁護にとり直接意味をもつ価値ある活動であり、被告人との信頼関係も深まり、いっそう充実した公判弁護活動ということに直結する。）独立して評価する価値がある。

金1万円の根拠は、公判時間加算とのバランス、被疑者段階に比し緊急性が劣ること、法律相談料との比較といったことからである。

鑑定留置中の面会及び勾留の執行停止中の面会も接見に準じるものとして同様に労力加算する。

#### 4 追起訴

追起訴については、独立した事件について接見がなされることから初回接見につき独立して金2万円を加算する

実質、追起訴により接見回数が増える、記録検討の時間も増える、弁論要旨を書く労力も増えるなど公判加算だけでは評価され尽くしていない。

#### 5 成果加算

##### （1）全部無罪判決（被告人の最大の利益実現）

全部無罪の判決言渡しがなされた場合、通常報酬の100%加算とする。  
無罪こそ、被告人の利益を最大限守ったものであり、これについて成功報酬をつけないということは、全く理に適っていない。  
弁護人の集中的な努力、工夫、精魂込めた弁護活動の成果である。  
弁護人が無罪を争って、その間真犯人が出頭したという場合でも、弁護人の活動と無罪との間に関連性はあるし、弁護人の無罪の弁護活動は、被告人の最大の利益擁護に向けられた活動であったということが確認されたということでもある。

(2) 一部無罪判決

一部無罪の判決言渡しがなされた場合、通常報酬の50%の加算とする。  
全部無罪判決との対比上、通常報酬の50%加算とする。

(3) 死刑判決回避(被告人の利益に著しく貢献+労力)

被告人を生還させたともいえ、尋常でない努力の結果でもある。弁護人の精神的な負担は特別である。このような尋常でない努力の結果や精神的負担に照らし、通常報酬の50%加算とする。

(4) 認定落ち(被告人の利益に著しく貢献+労力)

認定落ちの判決言渡しがなされた場合、通常報酬の30%加算をすべきである。

認定落ちは、理論的には、一部無罪に匹敵するものであり、弁護人の多大な努力により導かれるものである。

罪名が軽くなり、また、通常、求刑よりも相当宣告刑が軽くなる。

(5) 再度の執行猶予(被告人の利益に著しく貢献+労力)

金10万円の加算

弁護人の相当の努力の結果である。

(6) 自由刑の求刑に対し罰金刑

金5万円の加算

弁護人の相当の努力の結果である。

(7) 執行猶予

金1万円の加算

弁護人の努力のたまものであり、多くの場合執行猶予こそ当該事件の目標といえる。即決裁判は当然対象外である。

金1万円の根拠は、執行猶予を獲得するに当たっては当然難易度があること、他方その難易度を評価することは不可能に近いことによる。

(8) 保釈決定

金2万円の加算。但し、即決の場合は金1万円の加算。

弁護人の努力の結果である。

(9) 示談成立

金3万円の加算

被疑者段階の示談と同じ。被害者ごとに加算する。

(10) 示談には至らないものの一定の減刑の意思が示された場合  
被害者が親族などでなければ、1件につき金3万円加算する。

(11) 高裁で原判決が破棄(自判)され、減刑された場合  
金3万円の加算。

一審で検察官の求刑より減刑したという場合と比べ、一般的に言えば難易度の点では、はるかに高い。

一審で検察官の求刑より大幅に減刑したという場合をどうするかは考慮の余地があるが、しかし、大幅減刑のメルクマールの画定は困難であること、それと異なりともかく存在する原判決を破棄したという明確な基準が存在することから、これを独立の成果加算と評価する。

また原判決を覆したということからは、事案に応じた適正な結論を実現するため、弁護人の特別の努力がなされたと考えることができる。

ただ、(5)などの比較からすると金3万円の加算要求がバランスがとれているのではないか。

#### 6 継続による減算の廃止

被疑者国選から被告人国選を連続して担当した場合、金1万5000円(簡裁の場合は、金1万2000円)を減額するまでの合理性はなく、従って撤廃すべきである。

## 第5 重大事件についての取り扱い

### 1 重大事件についての報酬体系

#### (1) 法テラス基準(特別案件加算)の拡張

(故意の犯罪+2名以上死亡)+公判前整理手続  
通常報酬の50%の加算。

但し、当該弁護活動に要した労力・負担等から50%ないし100%までの加算をすることができる、という一定の裁量的変更も付加する。

弁護人に対する暴行・脅迫等の事由で解任された事件」

通常報酬の50%の加算。

但し、当該弁護活動に要した労力・負担等から50%ないし100%までの加算をすることができる、という一定の裁量的変更も付加する。

上記、が法テラス基準であるが、  
、以外の事件でも、裁判所が、重大案件または特別案件と指定した事件及びこれに準ずる事件については、通常報酬の50%ないし100%の加算をする。

#### (2) 超特別重大案件

重大性ないし特別性が、極めて高度であるとき、現行法テラス報酬体

系とは全く別個の報酬体系による。

2 超特別重大事案に関する報酬

オウム真理教事件のように超特別重大案件は、現行法テラス基準とは別個の報酬体系に基づき報酬が支払われるべきであり、事案の性質上、予めの基準はなく、各事件毎に適正な報酬額が決定されなければならない。

以上



＜資料＞日本司法支援センター国選弁護報酬基準と日弁連国選弁護報酬基本方針との対照表

1. 費用、日当

法テラス基準	変更要求
<p>①謄写費用</p> <p>②遠距離接見等交通費 (交通費) ・接見、記録閲覧・謄写、示談交渉のための交通費の支給</p> <p>(日当) ・接見回数 × 4,000円</p> <p>③出張旅費・日当・宿泊料 対象活動・・・ 公判期日、準備期日、整理手続期日、公判前の打合せ、保釈面接</p> <p>④通訳人費用</p>	<p>①謄写費用 ・200枚制限撤廃 ・実費の全額支給 ・デジカメプリント代支給</p> <p>②遠距離接見等加算 (交通費) ・現行法テラス基準の他に、現場検証、事実調査、証人、鑑定人との面談等の必要不可欠な弁護活動のための遠距離交通費を全額支給</p> <p>(日当) ・上記必要不可欠な弁護活動のための日当を支給 →接見回数 × 3万円</p> <p>③出張旅費・日当・宿泊料 ・日当につき出張回数 × 6万円の支給</p> <p>④通訳人費用 ・現行基準と同じ</p> <p>⑤私的鑑定費用 ・一定額支給</p> <p>⑥弁護士法23条の2の照会請求 ・全額支給</p> <p>⑦その他必要な弁護活動の為に支出した実費 ・全額支給</p>

## 2. 被疑者国選

	法テラス基準	変更要求																																		
即決	<p>1、報酬</p> <p>(1)基礎報酬 24,000円(定額)</p> <p>*ただし、接見を行わず電話接見のみ行ったときの基礎報酬            電話交通を1回行ったとき 10,000円            電話交通を2回行ったとき 20,000円            電話交通を3回以上行ったとき24,000円</p>																																			
合議事件	<p>1、報酬</p> <p>(1)基礎報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準接見回数</li> <li>・接見等合計ポイント</li> </ul> <p>(実際に行った接見、電話交通、準接見の回数から計算)</p> <table border="1"> <tr> <td>接見1回</td> <td>1pt</td> </tr> <tr> <td>電話交通1回</td> <td>0.5pt</td> </tr> <tr> <td>準接見1回</td> <td>0.5pt</td> </tr> </table> <p>の2つの要素を用いて、算定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>弁護期間</th> <th>基準回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4日以下</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>5日～8日</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>9日～12日</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>13日～16日</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>17日～20日</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>21日～25日</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table> <p>①接見等合計ポイントが基準接見回数の数値以下のとき (下記ア+イの合計額)</p> <p>ア 接見の回数に基づく金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接見が0回するとき 0円</li> <li>・接見が1回以上するとき 24,000円(初回接見)+20,000円×(接見回数-1)</li> </ul> <p>イ 電話交通及び準接見の回数に基づく金額 10,000円×電話交通と準接見の合計回数</p> <p>②接見等合計ポイントが基準接見回数の数値を超えるとき 24,000円(初回接見)+20,000円×(基準回数-1) *ただし、接見が行われなかったとき 20,000円×基準接見回数</p> <p>*多数接見加算報酬(基準回数超の接見加算) → 基準回数超の接見加算 接見等合計ポイントと基準接見回数との差による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接見合計ptと 基準接見回数との差</th> <th>多数接見加算 報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5回</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1.5回</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>2.5回</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>3回以上</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	接見1回	1pt	電話交通1回	0.5pt	準接見1回	0.5pt	弁護期間	基準回数	4日以下	1回	5日～8日	2回	9日～12日	3回	13日～16日	4回	17日～20日	5回	21日～25日	6回	接見合計ptと 基準接見回数との差	多数接見加算 報酬額	0.5回	5,000円	1回	10,000円	1.5回	13,000円	2回	16,000円	2.5回	18,000円	3回以上	20,000円	<p>基準回数超の接見加算</p> <p>法テラス基準は、基準回数を超えた接見が3回以上の場合でも2万円で頭打ちであるが、この制限を撤廃し、基準回数を越えた通常の接見について各1万円の加算をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基準超過の接見回数×1万円</li> <li>* 要通訳事件 50%加算</li> <li>* 鑑定留置中の面会、勾留の執行停止中の面会は、接見に準じる</li> <li>* 勾留理由開示公判への出廷 3万円加算</li> </ul>
接見1回	1pt																																			
電話交通1回	0.5pt																																			
準接見1回	0.5pt																																			
弁護期間	基準回数																																			
4日以下	1回																																			
5日～8日	2回																																			
9日～12日	3回																																			
13日～16日	4回																																			
17日～20日	5回																																			
21日～25日	6回																																			
接見合計ptと 基準接見回数との差	多数接見加算 報酬額																																			
0.5回	5,000円																																			
1回	10,000円																																			
1.5回	13,000円																																			
2回	16,000円																																			
2.5回	18,000円																																			
3回以上	20,000円																																			

### 3. 被疑者国選

	法テラス基準	変更要求
成果加算	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">特別成果加算</div>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">特別成果加算の拡充</div>
	①勾留取消 50,000円  ②示談成立 ・50%相当分以上の損害賠償 10,000円 ・実質的に損害賠償 20,000円 ・被害者と私法上の和解成立 30,000円	①身体拘束からの解放 身体拘束からの解放(勾留取消、不起訴、処分保留釈放の全てを含む)に対し、50,000円支給 ※但し、執行猶予中の不起訴に対しては、100,000円支給  ②示談 ※ 被害者1人について30,000円とする  ③認定落ち 通常報酬の30%加算  ④親告罪の告訴取消 30,000円  ⑤略式起訴 20,000円 ※但し、執行猶予中の略式起訴に対して、は50,000円支給  ⑥接見禁止の解除決定 10,000円 ※ 一部解除を含む  ⑦勾留の執行停止 10,000円

#### 4. 被告人国選(通常報酬)

	法テラス基準	変更要求														
即決	(普通契約) 基礎報酬 50,000円	基礎報酬 100,000円														
簡裁	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続なし</div> ①基礎報酬(公判1~3回) 1回 60,000円 2回 66,000円 3回 72,000円 ②公判加算(4回以降) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr><td>~45分未満</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>12,600円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>18,600円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>26,400円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>36,900円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>42,900円</td></tr> </table> ③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円	~45分未満	5,600円	45分~1時間半未満	7,700円	1時間半~2時間半未満	12,600円	2時間半~3時間半未満	18,600円	3時間半~4時間半未満	26,400円	4時間半~5時間半未満	36,900円	5時間半~	42,900円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続なし</div> ①基礎報酬(80,000円の増額) 1回 140,000円 ②公判加算(2回以降)
	~45分未満	5,600円														
	45分~1時間半未満	7,700円														
	1時間半~2時間半未満	12,600円														
2時間半~3時間半未満	18,600円															
3時間半~4時間半未満	26,400円															
4時間半~5時間半未満	36,900円															
5時間半~	42,900円															
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続あり</div> ①基礎報酬(公判1回) 1回 70,000円 ②公判加算(2回以降) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr><td>~45分未満</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>9,100円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>24,100円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>34,500円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>48,200円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>56,500円</td></tr> </table> ③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④整理手続期日 6,500円	~45分未満	6,200円	45分~1時間半未満	9,100円	1時間半~2時間半未満	15,800円	2時間半~3時間半未満	24,100円	3時間半~4時間半未満	34,500円	4時間半~5時間半未満	48,200円	5時間半~	56,500円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続あり</div> ①基礎報酬(80,000円の増額) 1回 150,000円 ②、③、④は同じ	
~45分未満	6,200円															
45分~1時間半未満	9,100円															
1時間半~2時間半未満	15,800円															
2時間半~3時間半未満	24,100円															
3時間半~4時間半未満	34,500円															
4時間半~5時間半未満	48,200円															
5時間半~	56,500円															

## 5. 被告人国選(通常報酬)

	法テラス基準	変更要求														
地裁単独	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続なし</div> <p>①基礎報酬(公判1~3回)</p> <p>1回 70,000円</p> <p>2回 77,000円</p> <p>3回 84,000円</p> <p>②公判加算(4回以降)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>~45分未満</td><td>5,800円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>20,500円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>29,100円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>40,600円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>47,400円</td></tr> </table> <p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p>	~45分未満	5,800円	45分~1時間半未満	8,200円	1時間半~2時間半未満	13,600円	2時間半~3時間半未満	20,500円	3時間半~4時間半未満	29,100円	4時間半~5時間半未満	40,600円	5時間半~	47,400円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続なし</div> <p>①基礎報酬(80,000円の増額)</p> <p>1回 150,000円</p> <p>②公判加算(2回以降)</p> <p>③は同じ</p>
	~45分未満	5,800円														
	45分~1時間半未満	8,200円														
	1時間半~2時間半未満	13,600円														
	2時間半~3時間半未満	20,500円														
	3時間半~4時間半未満	29,100円														
	4時間半~5時間半未満	40,600円														
	5時間半~	47,400円														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続あり</div> <p>①基礎報酬(公判1回)</p> <p>1回 80,000円</p> <p>②公判加算(2回以降)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>~45分未満</td><td>6,400円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>9,600円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>16,800円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>25,900円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>37,200円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>52,000円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>61,100円</td></tr> </table> <p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>④整理手続期日 7,200円</p>	~45分未満	6,400円	45分~1時間半未満	9,600円	1時間半~2時間半未満	16,800円	2時間半~3時間半未満	25,900円	3時間半~4時間半未満	37,200円	4時間半~5時間半未満	52,000円	5時間半~	61,100円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続あり</div> <p>①基礎報酬(80,000円の増額)</p> <p>1回 160,000円</p> <p>②、③、④は同じ</p>
	~45分未満	6,400円														
45分~1時間半未満	9,600円															
1時間半~2時間半未満	16,800円															
2時間半~3時間半未満	25,900円															
3時間半~4時間半未満	37,200円															
4時間半~5時間半未満	52,000円															
5時間半~	61,100円															

## 6. 被告人国選(通常報酬)

	法テラス基準	変更要求														
地裁台議(通常)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続なし</div> <p>①基礎報酬(公判1~3回)</p> <p>1回 80,000円</p> <p>2回 88,000円</p> <p>3回 96,000円</p> <p>②公判加算(4回以降)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>~45分未満</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>8,700円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>22,300円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>31,800円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>44,400円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>52,000円</td></tr> </table> <p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p>	~45分未満	6,000円	45分~1時間半未満	8,700円	1時間半~2時間半未満	14,700円	2時間半~3時間半未満	22,300円	3時間半~4時間半未満	31,800円	4時間半~5時間半未満	44,400円	5時間半~	52,000円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続なし</div> <p>①基礎報酬(80,000円の増額)</p> <p>1回 160,000円</p> <p>②公判加算(2回以降)</p> <p>③は同じ</p>
	~45分未満	6,000円														
	45分~1時間半未満	8,700円														
	1時間半~2時間半未満	14,700円														
	2時間半~3時間半未満	22,300円														
	3時間半~4時間半未満	31,800円														
	4時間半~5時間半未満	44,400円														
	5時間半~	52,000円														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続あり</div> <p>①基礎報酬(公判1回)</p> <p>1回 90,000円</p> <p>②公判加算(2回以降)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>~45分未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>12,300円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>23,200円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>36,800円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>53,600円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>74,700円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>88,300円</td></tr> </table> <p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>④整理手続期日 8,000円</p>	~45分未満	7,500円	45分~1時間半未満	12,300円	1時間半~2時間半未満	23,200円	2時間半~3時間半未満	36,800円	3時間半~4時間半未満	53,600円	4時間半~5時間半未満	74,700円	5時間半~	88,300円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公判前整理手続あり</div> <p>①基礎報酬(80,000円の増額)</p> <p>1回 170,000円</p> <p>②、③、④は同じ</p>
	~45分未満	7,500円														
45分~1時間半未満	12,300円															
1時間半~2時間半未満	23,200円															
2時間半~3時間半未満	36,800円															
3時間半~4時間半未満	53,600円															
4時間半~5時間半未満	74,700円															
5時間半~	88,300円															

## 7. 被告人国選(通常報酬)

	法テラス基準	変更要求																						
地裁合議(裁判員対象事件)	<p>公判前整理手続なし</p> <p>①基礎報酬(公判1~3回)</p> <table border="1"> <tr><td>1回</td><td>90,000円</td></tr> <tr><td>2回</td><td>99,000円</td></tr> <tr><td>3回</td><td>108,000円</td></tr> </table> <p>②公判加算(4回以降)</p> <table border="1"> <tr><td>~45分未満</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>9,100円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>24,100円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>34,500円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>48,200円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>56,500円</td></tr> </table> <p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p>	1回	90,000円	2回	99,000円	3回	108,000円	~45分未満	6,200円	45分~1時間半未満	9,100円	1時間半~2時間半未満	15,800円	2時間半~3時間半未満	24,100円	3時間半~4時間半未満	34,500円	4時間半~5時間半未満	48,200円	5時間半~	56,500円	<p>公判前整理手続なし</p> <p>①基礎報酬(80,000円の増額)</p> <table border="1"> <tr><td>1回</td><td>170,000円</td></tr> </table> <p>②公判加算(2回以降)</p> <p>③は同じ</p>	1回	170,000円
	1回	90,000円																						
	2回	99,000円																						
	3回	108,000円																						
	~45分未満	6,200円																						
	45分~1時間半未満	9,100円																						
	1時間半~2時間半未満	15,800円																						
	2時間半~3時間半未満	24,100円																						
	3時間半~4時間半未満	34,500円																						
	4時間半~5時間半未満	48,200円																						
5時間半~	56,500円																							
1回	170,000円																							
<p>公判前整理手続あり</p> <p>①基礎報酬(公判1回)</p> <table border="1"> <tr><td>1回</td><td>100,000円</td></tr> </table> <p>②公判加算(2回以降)</p> <table border="1"> <tr><td>~45分未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>45分~1時間半未満</td><td>13,200円</td></tr> <tr><td>1時間半~2時間半未満</td><td>25,300円</td></tr> <tr><td>2時間半~3時間半未満</td><td>40,400円</td></tr> <tr><td>3時間半~4時間半未満</td><td>59,000円</td></tr> <tr><td>4時間半~5時間半未満</td><td>82,200円</td></tr> <tr><td>5時間半~</td><td>97,400円</td></tr> </table> <p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>④整理手続期日 8,500円</p>	1回	100,000円	~45分未満	7,900円	45分~1時間半未満	13,200円	1時間半~2時間半未満	25,300円	2時間半~3時間半未満	40,400円	3時間半~4時間半未満	59,000円	4時間半~5時間半未満	82,200円	5時間半~	97,400円	<p>公判前整理手続あり</p> <p>①基礎報酬(80,000円の増額)</p> <table border="1"> <tr><td>1回</td><td>180,000円</td></tr> </table> <p>②、③、④は同じ</p>	1回	180,000円					
1回	100,000円																							
~45分未満	7,900円																							
45分~1時間半未満	13,200円																							
1時間半~2時間半未満	25,300円																							
2時間半~3時間半未満	40,400円																							
3時間半~4時間半未満	59,000円																							
4時間半~5時間半未満	82,200円																							
5時間半~	97,400円																							
1回	180,000円																							

## 8. 被告人国選(通常報酬)

	法テラス基準	変更要求													
控訴審	<p>①基礎報酬(控訴趣意書提出あり)</p> <table> <tr> <td>原審が即決</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が簡裁</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が地裁・家裁</td> <td>60,000円</td> </tr> </table>	原審が即決	40,000円	原審が簡裁	50,000円	原審が地裁・家裁	60,000円	<p>①基礎報酬(控訴趣意書提出あり)</p> <table> <tr> <td>原審が即決</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が簡裁</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が地裁・家裁</td> <td>140,000円</td> </tr> </table> <p>②、③、④は同じ</p>	原審が即決	120,000円	原審が簡裁	130,000円	原審が地裁・家裁	140,000円	
	原審が即決	40,000円													
	原審が簡裁	50,000円													
	原審が地裁・家裁	60,000円													
原審が即決	120,000円														
原審が簡裁	130,000円														
原審が地裁・家裁	140,000円														
<p>②公判加算</p> <table border="1"> <tr> <td>～45分未満</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>45分～1時間半未満</td> <td>12,300円</td> </tr> <tr> <td>1時間半～2時間半未満</td> <td>23,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間半～3時間半未満</td> <td>36,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間半～4時間半未満</td> <td>53,600円</td> </tr> <tr> <td>4時間半～5時間半未満</td> <td>74,700円</td> </tr> <tr> <td>5時間半～</td> <td>88,300円</td> </tr> </table>	～45分未満	7,500円	45分～1時間半未満	12,300円	1時間半～2時間半未満	23,200円	2時間半～3時間半未満	36,800円	3時間半～4時間半未満	53,600円	4時間半～5時間半未満	74,700円	5時間半～	88,300円	
～45分未満	7,500円														
45分～1時間半未満	12,300円														
1時間半～2時間半未満	23,200円														
2時間半～3時間半未満	36,800円														
3時間半～4時間半未満	53,600円														
4時間半～5時間半未満	74,700円														
5時間半～	88,300円														
<p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>④整理手続期日 8,000円</p>															
上告審	<p>①基礎報酬(上告趣意提出あり)</p> <table> <tr> <td>原審が即決</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が簡裁</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が地裁・家裁</td> <td>60,000円</td> </tr> </table>	原審が即決	40,000円	原審が簡裁	50,000円	原審が地裁・家裁	60,000円	<p>①基礎報酬(上告趣意書提出あり)</p> <table> <tr> <td>原審が即決</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が簡裁</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>原審が地裁・家裁</td> <td>140,000円</td> </tr> </table> <p>②、③、④は同じ</p>	原審が即決	120,000円	原審が簡裁	130,000円	原審が地裁・家裁	140,000円	
	原審が即決	40,000円													
	原審が簡裁	50,000円													
	原審が地裁・家裁	60,000円													
原審が即決	120,000円														
原審が簡裁	130,000円														
原審が地裁・家裁	140,000円														
<p>②公判加算</p> <table border="1"> <tr> <td>～45分未満</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>45分～1時間半未満</td> <td>13,200円</td> </tr> <tr> <td>1時間半～2時間半未満</td> <td>25,300円</td> </tr> <tr> <td>2時間半～3時間半未満</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間半～4時間半未満</td> <td>59,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間半～5時間半未満</td> <td>82,200円</td> </tr> <tr> <td>5時間半～</td> <td>97,400円</td> </tr> </table>	～45分未満	7,900円	45分～1時間半未満	13,200円	1時間半～2時間半未満	25,300円	2時間半～3時間半未満	40,400円	3時間半～4時間半未満	59,000円	4時間半～5時間半未満	82,200円	5時間半～	97,400円	
～45分未満	7,900円														
45分～1時間半未満	13,200円														
1時間半～2時間半未満	25,300円														
2時間半～3時間半未満	40,400円														
3時間半～4時間半未満	59,000円														
4時間半～5時間半未満	82,200円														
5時間半～	97,400円														
<p>③判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>④整理手続期日 8,000円</p>															



### 9. 被告人国選(継続減)

	法テラス基準	変更要求
即決	被疑者弁護から継続の場合 -12,000円	撤廃
簡裁	被疑者弁護から継続の場合 -12,000円	撤廃
地裁	被疑者弁護から継続の場合 -15,000円	撤廃

### 10. 被告人国選(労力加算・成果加算)

	法テラス基準	変更要求
労力加算		① 4回目以降の接見 ・1回につき10,000円 ・要通訳事件 50%加算 ・鑑定留置中の面会、勾留の執行停止中の面会は、接見に準じる。  ② 追起訴の初回接見 20,000円
成果加算	① 特別成果加算 ・50%相当分以上の損害賠償 10,000円 ・実質的に損害賠償 20,000円 ・被害者と私法上の和解成立 30,000円	① 特別成果加算 ・私法上の和解は被害者1人について30,000円  ② 無罪 通常報酬の100%加算 ③ 一部無罪 通常報酬の50%加算 ④ 死刑判決回避 通常報酬の50%加算 ⑤ 認定落ち 通常報酬の30%加算 ⑥ 再度の執行猶予 100,000円 ⑦ 自由刑の求刑に対し罰金刑 50,000円 ⑧ 執行猶予 10,000円 ⑨ 保釈 20,000円 10,000円(即決) ⑩ 減刑の意思表示 被害者1人について 30,000円 ⑪ 控訴審での原判決破棄 →減刑の場合 30,000円

## 11. 重大事件についての取り扱い

法テラス基準	変更要求
<p><b>特別案件加算</b> → 通常報酬の50%増</p> <p>① (故意の犯罪+2名以上死亡) + 公判前整理手続</p> <p>② 弁護人に対する暴行・脅迫等の事由で解任された事件</p>	<p><b>特別案件加算</b> → 通常報酬の50%増</p> <p>①、②は同じ 但し、事案により50～100%の加算可能</p> <p>③ 裁判所が特別又は重大案件として指定した事件及びこれに準ずる事件は50～100%の範囲内での加算が可能</p>
	<p><b>超特別重大事件</b> ・法テラス基準とは全く別の取り扱いとする</p>